

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、

「国民健康保険」

「協会けんぽの任意継続」

「ご家族の健康保険(被扶養者)」

の3種類があります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あることが必要です 退職日の翌日から 20日以内 に手続きが必要です	ご家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ●離職理由により保険料が軽減されることがあります ●お住まいの市区町村により保険料が異なります	退職時の保険料の 2倍 となります(金額には上限があります) ●退職前に加入されていた協会けんぽの支部とお住まいの都道府県支部が異なる場合等は、2倍の金額にならない場合もあります ●保険料率の改定により、加入期間途中で保険料が変更となる場合もあります	被扶養者の保険料負担はありません 

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。

「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書※」を、

退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日まで)に

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください(郵送による提出に御協力をお願いします)。

※協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷できます



 **全国健康保険協会 佐賀支部**
協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル Tel:0952-27-0611 (代表)

●申請書はホームページより印刷できます。

●メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。

▼メルマガ登録



協会けんぽ 佐賀

検索